



令和 **7** 年度

学校いじめ防止基本方針

「これはいじめにつながるのではないか？」と思うようなことが、自分のまわりでもある。これから、みんなでよく考え、話し合っでなくしていかなくてはなりません。私はこれからもいじめはしません。まわりの人たちもそうであってほしいと思います。みんなで「しない、させない、ゆるさない」を合い言葉にして、いじめのない学級や学年・学校をつくっていきましょう。

八尾市立山本小学校

学校いじめ防止基本方針

いじめの定義	・・・・・・・・・・ P. 2
いじめ防止等に対する基本的な認識	
1. 組織体制	・・・・・・・・・・ P. 3
(1) 基本的な考え方	
(2) 校内「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割	
2. 具体的な取り組み	・・・・・・・・・・ P. 4～ P. 6
(1) 未然防止	
① 基本的な考え方	
② 未然防止のための取り組み	
③ 今年度の重点項目	
(2) 早期発見	
① 基本的な考え方	
② 早期発見のための取り組み	
③ 今年度の重点項目	
(3) 家庭や地域との連携	
① 基本的な考え方	
② 家庭や地域と連携のための取り組み	
③ 今年度の重点項目	
3. 事象が発生した場合の考え方・対応	・・・・・・・・・・ P. 7～ P. 10
(1) 基本的な考え方	
(2) 対応について	
① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント	
② いじめを受けている児童への対応	
③ 加害の児童への対応	
④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応	
⑤ 保護者への対応	
⑥ 情報提供	
⑦ ネット上のいじめへの対応	
4. 重大事態への対処について	・・・・・・・・・・ P. 11～P. 12
<参考>いじめに関する相談機関	
5. 年間計画	・・・・・・・・・・ P. 13

私たち山本小学校教職員は、いじめを絶対に許さない教育をめざすため、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む学級・学校づくりに努める。

いじめについて

いじめ防止対策推進法の規定により、「いじめ」とは、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』**と定義されている。

具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

令和2年4月に八尾市に「いじめから子どもを守る課」が創設されるとともに、同年10月に八尾市いじめから子どもを守る条例が公布施行しました。いじめの防止等の対策に関する本市の基本理念として（1）いじめは絶対に許されない行為である、（2）いじめは全ての児童生徒に関係する問題である、（3）いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならないことが確認され、**令和4年4月**には八尾市いじめ防止基本方針が改定されました。

本校では、個々の行為がいじめにあたるか否かについての判断も、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行い、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を機能させ、全校体制で児童の実態把握に努めているところである。

いじめは、どの学校でも、どの学級、どの子どもにも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめは起きる」という前提に立って考える必要がある。そして、いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期から警察に相談・通報のうえ、連携した対策を図ることが大切であると考えている。

本校では、日常的に、児童との良好な人間関係を通じて、児童の様子を細かく観察することで、小さな変化（ことば、表情、しぐさ、行動等）やSOSを見逃すことなく、また、それにつながるすべての事象に対して、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的にしているところである。同時に、児童会活動での企画・運営やさまざまな体験活動を通して、豊かな心を育てる教育諸活動を推進し、人権感覚や人権意識の精度を高めている。

すべての教職員・すべての児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対に

いじめを起こさせないという風土を校内至る場所で醸し出し、定着させ、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもち、取り組んでいきたい。

＜教職員がもつべき基本的認識＞

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきである。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心に、すべての教職員の共通理解のもと、組織的に行う。
- ・ いじめへの対応を組織的に行うため、従来通り、校務分掌に特別委員会として「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を明確に位置づける。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

(2) 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割

- ・ この委員会は、学校いじめ防止基本方針にもとづく取り組みを実施し、具体的な年間指導計画作成時の中核的役割を担う。
- ・ いじめの疑いにかかる情報があつた時は、まず教頭に情報を集中する。その後、直ちに、その情報の共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
 - ・ 構成は、校長、教頭、首席、教務、生活指導部長、人権教育部長、養護教諭とし、必要に応じて各学年主任や担任等を召集する。定期的を開催し、指導計画および児童の実態把握に努めるとともに、学校教育全体の取り組みを点検するものとする。ただし、校長が必要と認めた場合は、その都度開催するものとする。
- ・ 基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせて、毎年検証を行うものとする。その際、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家の活用や関係機関との連携も図る。

2. 具体的な取り組み

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・ いじめは、どの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象に、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。
- ・ 未然防止の基本として、年間を通して、児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる豊かな人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組む必要がある。その過程として、授業やさまざまな行事に規律をもって主体的に参加・活躍し、自尊感情や自己肯定感を高めるような学級・学校づくりを行うことが大切である。児童の人間関係や生活全般の実態把握のために、教職員個々の研ぎ澄まされた鋭い感覚での気づきは最も重要である。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、適切に評価する。
- ・ 未然防止の取り組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取り組みを定期的に検討し、PDCAサイクルで取り組みの継続を図る。

② 未然防止のための取り組み

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・ 児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けており、何気ない言動で児童を傷つけ、結果として他の児童によるいじめを助長することがないように指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。
- ・ 保護者会等において、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さについて理解を図るための研修や広報活動を積極的に行い、さまざまな場面で「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校・家庭・地域全体で共有する。
- ・ 人権尊重の精神を涵養する人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、他者と出会い関わる体験活動など教育活動全体を通じて、児童に「認められた」という自己肯定感を味わわせ、心の安定をはかる。また、困難な状況を乗り越える体験やストレスを他者にぶつけず適切に対処できる力を育む。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

③ 今年度の重点項目

- ・ 何がいじめにつながるのかを目につく場所に掲示することで、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、常に学校全体で共有する。
- ・ いじめ防止月間を設け、いじめ防止についての取り組みを行う。また、いじめ防止をねらいとした校内研修を行う。いじめの態様や特質、具体的な指導上の留意点などについて、教職員全員で共通理解を図る。

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・ いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。日常的な児童との信頼構築に努めることが第一であり、いじめ事象を隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する姿勢が大切である。
- ・ いじめは、いじめられている本人からの訴えは少なく、大人の目につきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で表出する。ゆえに、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早期より複数の教職員で関わりを持ち、状況を把握することが基本である。やはり、教職員個々が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高めることが最重要である。
- ・ いじめの態様は、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から毅然とした対応をとり、必要があれば、警察に相談・通報のうえ、連携した対策をとる。
- ・ ネット上のいじめは最も見えにくく、パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく必要がある。
- ・ 家庭と連携して情報を収集し、見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取り組み

- ・ 日常的に、児童の様子に目を配り、相互の信頼関係の構築等に努め、児童が示す交友関係や悩みをできるだけ把握し、小さな変化やSOSを見逃さないようアンテナを張るとともに、教職員間で積極的に児童に関する情報交換を行い、収集された情報を共有する。
- ・ 相談窓口を設置し、保健室等、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、いじめから子どもを守る課、大阪府及び文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・ 定期的なアンケートや児童との対話をこまめに繰り返すことで、いじめの兆候・実態把握に取り組む。また、教職員自らも「いじめ早期発見チェックリスト」を活用する。
- ・ 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。

③ 今年度の重点項目

- ・ 1・2・3学期に「学校生活アンケート」を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 各学級で日常的な話し合いの場を定期的にもち、交友関係や悩みを事前に把握する。
- ・ 校内（保健室）やスクールカウンセラーを相談窓口として設けていること、さまざまな相談窓口があることを、子どもや保護者に知らせる。

（３）家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・ 学校いじめ防止基本方針等について、理解を得ることや様々な機会を設け、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 児童に対して、学校と家庭が同一歩調で対応ができるように、風通しのよい信頼関係の構築を図る。
- ・ 多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・ 子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく、地域の支えが非常に重要であることの理解を促し、地域で温かくかつ厳しく、子どもを見守り育てる風土の醸成と実際の活動の必要性と重要性を周知する。

② 家庭や地域との連携についての取り組み

- ・ 地域関係諸機関や団体等と組織的に連携・協同する体制の構築を推進し、保護者・地域との連携した取り組みを推進する。週休日や放課後、校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。
- ・ 学校だよりや学年・学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、いじめ問題に関する学校の姿勢や取り組みに対する理解を深める。
- ・ 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、丁寧で誠実な信頼関係を築く。
- ・ 住民懇談会や地域の集会等において、積極的にさまざまな情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・ 各種地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。

③ 今年度の重点項目

- ・ 年度当初の家庭訪問や、学年だよりなどを通じて、学校のいじめ防止に関する取り組みやその姿勢を家庭に理解してもらい、協力体制を築く。
- ・ 身体的な健康維持のため、各家庭に「早寝、早起き、朝ごはん」の大切さを周知する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中で出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生しえいる場合があるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・ いじめられている児童に寄り添い、苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめられている児童を守り通すという強い姿勢で対応にあたる。
- ・ 教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・ 教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント

いじめられている児童の保護者からの訴え



保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・ 一人で抱え込むことなく、よく話を聴き、管理職にすぐ報告し、組織的な対応にあたる。
- ・ 当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、さまざまな気持ちを共感的に受けとめ、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。



校長の対応

- 校内緊急体制の構築（いじめ・不登校・問題行動対策委員会）
 - ・ 具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・ 指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - ・ 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- 教育委員会への報告・支援要請
 - ・ 把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行う。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- 関係機関への支援要請

- ・ 児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。

○ 保護者への対応

- ・ 初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を行う。

② いじめを受けている児童への対応

- ・ 「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけ、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・ 「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みにより寄り添う姿勢で接する。

③ 加害の児童への対応

- ・ いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・ いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・ 加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・ いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・ 事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実に基づいて事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・ はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・ これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない」という強い姿勢で対応する。

⑤ 保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・ 電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・ 相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・ 事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・ 今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・ 加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・ 電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・ 聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・ いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑥ 情報提供

- ・ いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者等が協力して児童を支える体制をつくる。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行方者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する。(関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する。)
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある人権侵害や犯罪、法律違反などは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求め対応する。
- ・ 「非人間的な行為であること」「匿名でも特定されること」「重大な犯罪であること」を指導する。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・ 学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われていることがあることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認（いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認）を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

- ・ 学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

<参考>いじめに関する相談機関

◎ 八尾市立山本小学校 072(922)3273 教頭まで
 ＊スクールカウンセラーを初回利用する場合は本校の教頭まで。
 こちらから予約を入れます。

◎ 八尾市教育委員会

学校教育推進課 072(924)3873

教育サポートセンター 072(924)3892

人権教育課 072(924)9854

◎ 八尾市いじめから子どもを守る課 072-924-4008

◎ 大阪府、国等への相談窓口

・24 時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310

・子ども専用子どもの悩み相談 0120-728-525

・子どもの人権 110 番 0120-007-110

・チャイルドライン 0120-99-7777

・大阪府グリーンライン 06-6944-7867

保存版

いじめのサイン

発見シート



監修 森田洋司氏 大阪府立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの
ようすは
いかがですか？



夜間（就寝後）

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめ側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。



- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達が出来るかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

政府広報 | 文部科学省

5. 年間計画（本校の年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組み）

	取組内容		取組内容
4月	・家庭訪問 ・学級組織づくり（集団づくり） ・保護者懇談 ・第1回いじめ対策委員会	10月	・運動会（集団づくり） ・第7回いじめ対策委員会
5月	・道徳（いじめのない世界へ） ・脱いじめ傍観者教育 ・校外学習（集団づくり） ・第2回いじめ対策委員会 ・校外学習（集団づくり）	11月	・学校生活アンケート ・教育相談 ・いじめ0キャンペーン（人権教育） ・第8回いじめ対策委員会
6月	・学校生活アンケート ・教育相談 ・第3回いじめ対策委員会	12月	・学級活動（振り返り） ・保護者懇談 ・第9回いじめ対策委員会
7月	・宿泊学習（集団づくり） ・学級活動（振り返り） ・第4回いじめ対策委員会 ・保護者懇談会	1月	・道徳（いのちを考える） ・国語（いのちを考える） ・第10回いじめ対策委員会
8月	・職員研修（いじめ対応） ・第5回いじめ対策委員会	2月	・学校生活アンケート ・教育相談 ・第11回いじめ対策委員会 ・校外学習（集団づくり） ・平和集会（集団づくり） ・保護者懇談会
9月	・道徳（いのちを考える） ・修学旅行（集団づくり） ・第6回いじめ対策委員会	3月	・学級活動（振り返り） ・第12回いじめ対策委員会